

公益社団法人弘前青年会議所

役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人弘前青年会議所（以下、「本会議所」という。）定款に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という。但し、本規定において直前理事長、および顧問等の特別職は除く。）選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙)

第2条 次年度役員を選任する場合選挙、選考、指名による選出を行う。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 選挙に関する事務を管理するために選挙管理委員会（以下、「選管」という。）を置く。

2. 選管の構成は、委員長以下若干名とし、被選挙権を有しない者の中から理事長がこれを任命する。
3. 選管の任期は、理事長任命と同時に始まり、選挙終了後の事務処理完了と同時に終わる。

(選挙規程)

第4条 選管は、次の各号に掲げる規程によりこれを管理し実施する。

(1) 選挙権

公益社団法人弘前青年会議所会員資格規程（以下、「会員資格規程」という。）に基づく義務（会費納入）を履行している者であること。但し、休会会員および賛助会員はその資格を有しない。

(2) 被選挙権

会員資格規程に基づく義務（会費納入）を履行している者であること。但し、当該年度新加入会員、休会会員、卒業予定会員および賛助会員は、その資格を有しない。

(3) 被選挙人名簿の告示

被選挙人名簿の確定日は立候補受付日の7日前までとし選管がこれを作成し明示する。

(4) 立候補手続き

理事に立候補する者は選管の定める書式により、次の書類を選管が指定する日時に選挙管理委員長宛に提出しなければならない。

(1) 立候補届出書

(2) 理事長、監事を除く正会員2名の推薦書

(3) 本会議所における経歴書

(5) 告示

選管は第4条第2項および第4項の規程に基づき審査を行う。資格を有する立候補者については、その氏名を第4条第4項の記載内容とともに、ただちに有権者に告示しなければならない。

(6) 選挙人名簿の告示

選挙人名簿の確定日は投票日7日前までとし選管がこれを作成し明示する。

(7) 立候補者の選挙活動について

告示期間中は立候補者の選挙活動を認めるものとするが、選管が指定する日時、様式に限るものとする。

(8) 理事選挙

理事選挙については、立候補者の人数と定数の関係により、以下のように行う。

- (1) 理事選挙による選出定数は被選挙権を持つ会員の2割（小数点以下切り捨て）とする。
- (2) 立候補者の人数が定数より少ない場合、立候補者の信任投票を行った後、定数に足りない人数を被選挙人名簿に記載されている者の中から投票により選出する。
- (3) 立候補者が定数より多い場合は投票により定数の選出を行う。

(9) 投票期間

投票期間は告示日から投票日迄とし、8月通常総会前までに別途に日時を定め告示する。

(10) 投票

投票は本人投票による5名連記の無記名連記方式とし、選管所定の投票用紙による。信任投票についても、選管所定の投票用紙により行う。尚、不在者投票は、選挙人名簿確定日正午より投票日午後1時までとし、本人投票により事務局を通じ選管が管理する。

(11) 信任投票

信任投票を行う場合は、有効投票数の3分の2の得票数をもって信任することとする。

(12) 理事長候補者および監事候補者選考委員会

選出された理事候補者及び当該年度理事長は、当該年度理事長を委員長として、理事長候補者および監事候補者選考委員会（以下選考委員会という）を構成する。選出された理事候補者の不在者投票は認めない。但し、選考委員に選ばれることは妨げない。

(13) 開票

開票は、投票期間最終日に選管が行う。

また発表については、理事選挙後に、その当選者氏名及びこれらの選挙の得票数を含む開票結果を選管より報告する。なお監事は開票の立会いをすることができる。

(14) 有効及び無効

選出者の記入は姓名を正しく記載されているものを有効とする。投票は、連記投票によるが、累積投票は認めず累積は全て一票と判断する。投票用紙の切り離しは無効とする。その他の場合は選管の事前指示内容とその判断による。本規程及び選管が定める方法によらない投票は無効とする。

(15) 当選

当選は、得票の多い上位者とし、得票数同数の場合は理事経験の少ないものを優先し、同一の場合は年齢の多い者を優先させる。又同年令の場合は入会年月日の古い者を優先する。

(16) 当選の辞退

当選を辞退するものは、選考委員会開催までに、その旨を選考委員会に提出し、選考委員会の決議をもって当選を辞退することができる。

(17) 選管権限

選管は任期中における選挙の管理に関する一切の権限を有するが、その任務上公平でなければならない。

(役員の資格)

第5条 理事長候補者に選考される者は、本会議所入会后3年を経過し、かつ副理事長または専務理事経験を有するものとする。

2. 理事長を除いた役員は、本会議所入会后の期間を問わない。

(選考委員会の役割)

第6条 選考委員会は、8月通常総会の開催が理事会承認されるまでに、予め選出された理事候補者のうちから理事長候補者を選考決定のうえ議事録を残し、8月通常総会にその選考経緯を発表しなければならない。

2. 選考委員会は、理事長候補者を選考決定後、次年度の監事候補者を決定する必要がある場合、監事候補者を選考決定のうえ議事録を残し、総会にてその選考経緯を発表しなければならない。

(理事の指名)

第7条 選考された理事長候補者は選出された理事候補者が13名より少ない場合、理事候補者が13名以上25名以内となるように、選出された理事候補者の外に、理事候補者を指名することができる。

(役員承認)

第8条 役員候補者は総会において承認を受けなければならない。

(発効)

第9条 総会において承認された次年度役員候補者は、翌年開催される1月通常総会終了後に正式に本会議所の役員となる。

次年度理事長候補者は、翌年開催される1月通常総会終了後最初に開催される理事会において、選任を受けた時より正式に本会議所の理事長となる。

(公益社団法人日本青年会議所役員等の選任)

第10条 公益社団法人日本青年会議所等の役員及び委員候補を本会議所より選出する必要があるときは、理事会において候補者を選出する。

(任期中の役員の欠員補充)

第11条 任期中の役員に欠員が生じたとき、理事長の場合は理事の中から理事会に於いて決定する。理事、監事の場合は理事長指名のうえ理事会で選出し総会で選任する。この場合、任期は前任者の任期満了までとする。

(次年度役員候補者が任期就任前に欠員となったとき)

第12条 理事長候補者については理事候補者の中から互選においてこれを選出し、総会の選任を受け決定する。

2. 前項以外については、次年度理事長候補者が指名のうえ総会で選任する。

平成24年9月17日変更

平成24年12月7日改正

平成25年9月6日改正

平成27年5月19日改正

平成29年5月23日改正

平成30年4月23日改正

令和元年12月12日改正

令和3年12月13日改正